

寒川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(加える)</u></p> <p style="text-align: center;">～略～</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 条例別表第2の4の項の規則で定める事務は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲を定める条例施行規則（平成27年神奈川県規則第〇号）別表第1の1の項右欄に規定する事務とし、条例別表第2の4の項の規則で定める情報は、地方税関係情報、障害福祉関係情報並びに児童福祉法に規定する障害児入所支援及び措置に関する情報並びに特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に規定する障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給の認定に関する情報とする。</u></p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、平成28年1月1日から施行する。</u></p>